

いぶすき山川港特産市場

指定管理者募集要項

平成 26 年 8 月

指宿市

いぶすき山川港特産市場指定管理者募集要項

いぶすき山川港特産市場の管理運営を効果的かつ効率的に行い、サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年指宿市条例第199号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

いぶすき山川港特産市場指定管理者業務仕様書中の「Ⅱ施設の概要」に記載のとおりです。

2 指定予定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

※ただし、手続条例第13条第1項の規定により、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、指宿市いぶすき山川港特産市場条例（平成20年指宿市条例第35号）第4条に規定する以下の業務です。なお、業務の詳細については、いぶすき山川港特産市場指定管理者業務仕様書中「Ⅳ 業務の範囲及び内容」に記載のとおりです。

- (1) 農林水産物等の展示販売及び食材提供に関する業務
- (2) 観光情報その他の地域情報の収集及び発信に関する業務
- (3) 特産市場の維持管理に関する業務
- (4) 特産市場の利用の許可に関する業務及びその利用に係る料金の收受、減額、免除及び返還に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特産市場に関して市長が必要と認める業務

4 指定管理施設の管理基準

別記いぶすき山川港特産市場指定管理者業務仕様書中の「Ⅲ 管理の基準」に記載のとおりです。

5 指定管理にかかる経費等

別記いぶすき山川港特産市場指定管理者業務仕様書中の「Ⅵ 管理に関する経費等」に記載のとおりです。

6 市と指定管理者の責任の分担

別記いぶすき山川港特産市場指定管理者業務仕様書中の「Ⅴ リスク分担」に記載のとおりです。

7 公募及び指定等のスケジュール

いぶすき山川港特産市場の指定管理者の公募及び候補者の選定等については、次の日程により行います。

なお、申請書受付以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がありますので、その場合は、応募した法人等にその旨通知します。

工 程	予 定 時 期
募 集 要 項 の 配 布	平成 26 年 8 月 1 日（金曜日）から平成 26 年 9 月 1 日（月曜日） ※土・日を除く。
現 地 説 明 会	平成 26 年 8 月 12 日（火曜日） 午前 10 時
申 請 書 受 付	平成 26 年 8 月 22 日（金曜日）から平成 26 年 9 月 1 日（月曜日）まで ※土・日を除く。
指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 結 果 通 知	平成 26 年 10 月下旬
指 定 管 理 者 指 定 (議 決)	平成 26 年 12 月下旬
協 定 書 締 結 (基 本 , 年 度 協 定 書)	平成 26 年 3 月上旬

8 応募の手続等

- (1) 指定管理者応募に関する問い合わせ、申し込み先及び各種書類の提出先

指宿市産業振興部商工水産課水産係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

電 話 0 9 9 3 - 2 2 - 2 1 1 1 (内線 3 1 1)

F A X 0 9 9 3 - 2 3 - 4 9 8 7

商工水産課メールアドレス sangyo-shoko@city.ibusuki.lg.jp

指宿市ホームページアドレス <http://www.city.ibusuki.lg.jp>

- (2) 応募資格

ア 申請者は法人、その他の団体であること。(個人は申請できない。)

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたことがないこと。

エ 申請者が国税、市税等の納付義務がある団体等である場合、当該税金に滞納がないこと。

オ 申請者となる団体の代表者が国税、市税等の納付義務がある場合、当該税金に滞納がないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て
又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
をしていないものであること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(3) 指定管理料の基準価格

基準価格は、10,500,000円とします。

なお、基準価格を上回る額での応募は失格となります。

(4) 募集要項等の公表・配布

指宿市産業振興部商工水産課水産係にて配布します。

また、指宿市ホームページからもダウンロードできます。

募集要項等の入手方法については、①指宿市ホームページからダウンロードする方法と

②直接受け取りに来られる方法 のいずれかになります。

なお、郵送、電子メール、FAXによる請求は不可とします。

ア 配布期間 平成26年8月1日(金)～平成26年9月1日(月)

※ 土・日を除く。

イ 配布時間 午前8時30分～午後5時

ウ 配布場所 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市産業振興部商工水産課水産係(指宿庁舎1階正面玄関左③窓口)

電話 0993-22-2111(内線311)

指宿市ホームページアドレス <http://www.city.ibusuki.lg.jp>

(5) 現地説明会への参加

次のとおり現地説明会を行います。

応募を希望される方は、**『現地説明会への参加が応募の必須条件』**となります。

現地説明会への参加がない場合、応募は認められませんので、応募希望者は必ず参加してください。

なお、参加者定員については応募者毎に3名までとします。

ア 申込方法 現地説明会への参加を希望される場合は、「いぶすき山川港特産市場指定管理者募集要項<申請関係書類 様式集>の【様式1】(指宿市ホームページからダウンロード出来ます。)に必要事項を明記の上、持参または郵送、電子メール、FAXにより、下記申込期限までに申し込んでください。

なお、電子メール、FAXの場合は、電話で着信確認を行ってください。

イ 申込期限 平成26年8月7日(金)(午後5時までに必着)

※ 土・日・祝日を除く。

ウ 申込先 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市産業振興部商工水産課水産係(指宿庁舎1階正面玄関左③窓口)

電話 0993-22-2111(内線311)

FAX 0993-23-4987

指宿市ホームページアドレス <http://www.city.ibusuki.lg.jp>

商工水産課メールアドレス sangyo-shoko@city.ibusuki.lg.jp

<現地説明会開催場所日時>

エ 開催日時 平成26年8月12日(火) 午前10時

オ 集合場所 いぶすき山川港特産市場(道の駅山川港活お海道)

住所:鹿児島県指宿市山川金生町1番地10

電話 0993-27-6507

(6) 質問等の受付

ア 質問の方法

質問については、別途配布の質問書「いぶすき山川港特産市場指定管理者募集要項<申請関係書類 様式集>」の【様式2】によって行います。(指宿市ホームページからダウンロード出来ます。)

質問内容を記入の上、応募書類の提出先に持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。

なお、電子メール、FAXの場合は、電話で着信確認を行ってください。

※ 口答、電話による質疑は一切、受け付けません。

イ 受付期間 平成26年8月13日(水)～平成26年8月15日(金)(午後5時まで
に必着)

ウ 受付時間 午前8時30分～午後5時

エ 受付場所 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市産業振興部商工水産課水産係(指宿庁舎1階正面玄関左③窓口)
電話 0993-22-2111(内線311)
FAX 0993-23-4987
商工水産課メールアドレス sangyo-shoko@city.ibusuki.lg.jp

オ 質問内容 具体的な項目について、簡潔かつ明瞭に表記してください。抽象的な質問には、回答できない場合があります。

カ 質問者 質問を行える者は、現地説明会へ参加された応募者に限ります。

(7) 質問に対する回答

ア 質問に対する内容及び回答(以下「質問回答書」という。)は、後日、指宿市から送付します。

なお、現地説明会へ参加された全応募者に、同一の質問回答書を郵送し、質問回答書を以って、本募集要項の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とします。

イ 回答予定日 平成26年8月22日(金)までに質問回答書を指宿市から送付予定です。

(8) 申請関係書類

申請の際には次の書類を提出してください。

申請書類(以下「応募書類」という。)のうち、ア～ウ及びキの申請書については、「いぶすき山川港特産市場指定管理者募集要項<申請関係書類 様式集>」に様式があります。(指宿市ホームページからダウンロード出来ます。)

なお、応募書類の作成及び提出に要する費用はすべて申請を行う法人等の負担とします。

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第1号様式】

イ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第2号様式】

ウ 管理業務に関する収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第3号様式】

エ 法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為

オ 法人以外の団体の場合は、定款その他約款

カ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算(事業経歴を含む。)に関する書類(ただし、法人等としての実績がある場合に限る。)

キ 宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙】

ク 印鑑証明書

ケ 申請者が国税、市税等の納付義務がある団体等である場合、当該税金に滞納がないことの証明

コ 申請者となる団体の代表者が国税、市税等の納付義務がある場合、当該税金に滞納がないことの証明

サ 団体等の組織図、役員（職員）名簿

シ その他指定管理者の指定に関し市長が特に必要とする書類

※ 指宿市ホームページアドレス <http://www.city.ibusuki.lg.jp>

(9) 応募書類の提出部数

正本 1 部及び副本 18 部（副本は、複写可とする。）

(10) 応募書類の受付期間及び時間

ア 受付期間 平成 26 年 8 月 22 日（金）～ 平成 26 年 9 月 1 日（月）（午後 5 時まで
に必着）※ 土・日を除く。

イ 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

ウ 受付場所 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地
指宿市産業振興部商工水産課水産係（指宿庁舎 1 階正面玄関左⑬窓口）
電 話 0993-22-2111（内線 311）

(11) 応募書類の提出方法

ア 応募書類を提出しようとする法人等は、事前に指宿市商工水産課水産係に電話連絡の上、指定する日時に応募書類を商工水産課水産係へ提出してください。

応募書類の提出方法は、持参又は郵送（信書として取り扱える事業者での配送は可とする。）とし、**平成 26 年 9 月 1 日（月）午後 5 時まで**に必着とします。これ以降に届いた場合については失格となります。

なお、郵送の場合は、受け取り確認のできる方法で送付してください。

応募申込の際、応募書類に対し、商工水産課から質問する場合がありますので、質問に回答できる方が持参してください。また、郵送については、問い合わせする場合がありますので、回答できる方の対応をお願いします。

(12) 応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属します。ただし、市は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を利用することができることとします。

イ 応募書類その他提出された書類は返却しません。

ウ 応募書類その他提出された書類は、指宿市情報公開条例（平成 18 年指宿市条例第 12 号）の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は非開示とします。

エ 提出期限後、応募書類その他提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。

オ (8) の応募書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合や、内容確認をする場合があります。

カ 指定管理に関する手続条例、指宿市いぶすき山川港特産市場条例、その他関係する法令等を了知の上で応募してください。

9 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

応募者から提出された応募書類について、公の施設の所管課及び所管部による資格・価格審査及び事前審査を実施します。

必要によっては、事前審査時に「申請者へのヒアリング」を実施します。

事前審査終了後、後日、学識経験者等の委員で構成する指宿市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、選定基準に基づいて総合的に評価して指定管理者の候補者（以下「指定管理者候補者」という。）の選定を行います。

(2) 選定委員会の設置

市長は、指定管理者候補者を選定するに当たり、公平かつ適正に行うため、選定委員会を設置します。

ア 選定委員会は学識経験者及び指宿市職員等の10名以内で構成します。

イ 選定委員会の会議は、非公開とします。

(3) 指定管理者候補者の選定の流れ

所管課及び所管部は、次の項目に基づいて、応募書類の確認及び審査を行い、書類審査通過後は選定委員会による審査を行います。

ア 資格審査

応募者が、本要項に規定する資格要件等を満たしていることが必要。

応募書類が、本要項に規定する応募書類の要件、関係法令及び条例、業務仕様書等を満たしていること。

イ 価格審査

設定した指定管理料の基準価格条件を満たしていること。

提案された指定管理料の申請価格が基準価格を上回る額の場合は失格となります。

ウ 事前審査

必要に応じて応募者からヒアリングを行い、応募書類の内容を補足確認します。

(4) 選定委員会審査

選定委員会は、応募書類及び事前評価の報告内容等を参考に選定委員の総意により評点を付与し、評価結果を参考に候補者の選定を行います

◎ 評 点

各評価項目に対する配点（以下「評点」という。）については、選定の基準や審査項目の重要度に応じて、最重要項目・重要項目・普通項目の何れかを割り当て、評価の意味合い（①優れている、②やや優れている、③普通、④やや劣っている、⑤劣っている）に応じて点数化します。

(5) 選定基準

指定管理者候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。

ア 共通項目

- (ア) 事業計画書の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (イ) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

イ 任意事項

- (ア) 現従業員の継続雇用や地域住民の雇用が見込まれること。
- (イ) 従業員のスキルアップのため、技術及び接遇等の研修計画が提案されていること。
- (ウ) 施設設置目的を達成するため、自主事業の提案がなされていること。
- (エ) 安全管理が十分に図られること。
- (オ) 労働福祉の確保が図られること。
- (カ) 環境保護に配慮した経営を行っていること。
- (キ) その他施設の性質又は目的に応じて必要と認められる事項。

(6) 主な審査の項目

- ア 施設運営の理念・意欲
- イ 運営方針・実績・ノウハウ
- ウ 管理の基準・サービス提供の内容（休場日、閉場時間、利用料金等）
- エ 収支計画（指定管理料を含む。）
- オ 施設設備等の保守管理及び衛生環境の確保
- カ 利用促進に関する事項
- キ 個人情報の保護への対応
- ク 火災・盗難等の事故・事件の防止措置に関する事項
- ケ サービス提供体制（職員の配置）
- コ 危機管理の体制・緊急時の対応サービス提供体制（職員の配置）
- サ 財政基盤
- シ 地域経済への波及効果（現従業員の継続雇用及び地域住民の優先雇用等）

(7) 評価項目及び配点

評価項目における得点の総和（100点満点）が最も大きい応募者を『指定管理者候補者』として選定します。

審査項目	審査基準	評価項目
1. 事業計画の理念・方針等	事業計画書の内容が住民の平等な利用の確保に十分なものであること	① 管理運営の方針は適切か。 (公平な利用の確保、サービスの提供、利用者の安全確保等の考え方)

2. 事業計画概要	事業計画書の内容が「いぶすき山川港特産市場」の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理運営業務に係る経費の効率化が図られるものであること	① 管理の基準が、施設の設置目的を効果的に達成するものとなっているか。
		② 自主事業やサービス向上策が、利用促進に反映されているか。
		③ 施設設備の維持管理、衛生管理は適切か。
		④ 利用者等の要望や意見を把握し、それらを反映させる取り組みがなされているか。また、利用者のトラブルの未然防止と対処方法の考え方は適切か。
		⑤ 管理の業務に係る経費の縮減が図られているか。
		⑥ 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。
3. 応募者の状況	応募者が事業計画書に沿った「いぶすき山川港特産市場」の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること	① 事業計画書のとおり、施設を管理運営できる組織であり、信用及び経営基盤を有すること。
		② 管理運営に必要な職員の配置がなされており、業務に関しての指揮命令系統が整っているか。
4. その他	その他	① 地域経済への波及効果（現従業員の継続雇用や地域住民の雇用）が見込まれるか。
		② 個人情報の適正な保護のための具体的な方策等を講じているか。
		③ 施設内での防犯、防災等の対策や緊急時の対応等の具体的な方策等を講じているか。

(8) 指定管理者候補者の決定等

選定委員会での審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定します。

なお、選定結果については、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに公表します。

(9) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する団体等は、指定管理者候補者の選定の対象から除外します。

指定管理者候補者の決定を受けた団体等が、当該決定後に次のいずれかの場合に該当することが判明したときは、当該決定を取り消します。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、決定した指定管理者候補者をいぶすき山川港特産市場の指定管理者として指定する旨の議案を指宿市議会に上程し、その議決を得て行います。

(2) 協定の締結

指定管理者を指定（議決）した後に、市と指定管理者は業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定書を締結します。

(3) 留意事項

ア 指定管理者としての指定を受けた者が正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても指定を取り消すことがあります。

イ 指定管理者としての指定を受けた者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した場合には、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 モニタリングの実施

指定管理者が指定管理施設で提供する利用者へのサービスについて、市との間で取り決めた仕様書や協定書等の要求水準を満たしているか否か等の確認を行うほか、指定管理者自身がサービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかなどといった確認や調査を行うことで、より効果的・効率的な施設の活用を行うとともに、利用者へのサービス向上を図るため、別に定める指針に基づきモニタリングを実施します。

12 事業の継続が困難になった場合の措置等

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の

指定を取り消すことがあります。

- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (3) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議します。

13 様式等

(1) 様式等のダウンロード

この募集要項や申請に必要な様式等は、本市のホームページからダウンロードすることができます。

指宿市ホームページアドレス : <http://www.city.ibusuki.lg.jp>

(2) 応募書類の内容に関する調査等

必要に応じて、応募書類等の内容について、申請者から聴取調査を行うことがあります。

14 管理運營業務仕様書

いぶすき山川港特産市場指定管理者業務仕様書（別記）

15 参考資料

- (1) いぶすき山川港特産市場の位置案内図（別紙 1）
- (2) いぶすき山川港特産市場の平面図（別紙 2）
- (3) いぶすき山川港特産市場の利用者数
別記いぶすき山川港特産市場指定管理者業務仕様書中の「Ⅱ 施設の概要 6 施設の利用状況」に記載のとおりです。
- (4) いぶすき山川港特産市場の年度別収支状況（別紙 3）
- (5) 指宿市いぶすき山川港特産市場条例（別紙 4）